

史料群番号 95

史料群名	つしまとうちょう 対馬島庁文書	旧所蔵者	対馬支庁
探訪時住所	長崎県下県郡厳原町		
現在の住所	長崎県対馬市		
探訪年月	昭和26（1951）年8月		
史料の年代	明治16（1883）年～大正8（1910）年	史料の総点数	24点
年代の内訳	近代 24点	筆写稿本	あり
既刊行目録	なし		

収蔵にいたる経緯

探訪に関する書類によれば、昭和26年に宮本常一によって収集されている。「帳簿24点」とあって、現在中央水産研究所に収蔵されている史料と一致する。探訪書類には「対馬支庁」と書かれているが、それは探訪当時の所有者名である。水産資料館では史料群名を旧所有者からではなく、内容から付しているのので、このような違いが生じたのであろう。探訪から現在まで、史料の散逸・移動はなかったと考えられる。

史料群の概要

対馬は、明治2年に対馬藩から厳原（いずはら）藩となり、同4年の廃藩置県で厳原県となった。その後いくらかの変遷の末、同8年に長崎県の一部となり、対馬には厳原支庁が置かれ、同19年に対馬島庁に改称、大正15年に対馬支庁と改められている。本史料群の史料は、ほとんどがこの明治19年から大正15年までの対馬島庁時代に作成されたものなので、水産資料館では「対馬島庁文書」と命名したのだろう。

24点の史料は帳簿というより、行政資料綴である。内容はほぼ、採藻漁場使用継続願関係、漁業組合認可関係、漁業免許状関係で、明治34年の漁業法施行以降の実施準備の書類綴もある。明治漁業法の制定と具体的な実施状況を知るための一資料となろう。

